

自助（マイ避難カード等）・共助（個別避難計画）の普及啓発動画の制作業務委託 企画提案コンペ募集要項

1 趣 旨

県民の災害への備えはまだ不十分な状況であり、県民の自助・共助への意識をより一層高めるために、「マイ避難カード」「個別避難計画」「ひょうご防災ネットアプリ」等の制度を一体的に広報し、「早期避難の重要性」や「平時からの備え」といった意識付けを啓発していく必要がある。そこで、県民全体を対象とした啓発素材が不可欠であることから、「地域みなが助かる」、「誰一人取り残さない」をキーワードに、「自助・共助」、「早期避難」という意識を促すことに重点を置いた動画の作成を行う。

2 委託条件

(1) 業務内容

別紙「自助（マイ避難カード等）・共助（個別避難計画）の普及啓発動画の制作業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

(3) 委託金額

1,485千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

対象経費

ア 動画制作に要する経費（人件費、旅費、謝金、写真の使用料、著作権料等）

その他事業実施に必要な経費

イ 消費税及び地方消費税 等

対象外経費

受託者の本来業務にかかる経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費

その他

再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、承諾を得た場合に限るものとする。

3 応募資格

受託者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。また、単独企業だけでなく複数の企業・団体での共同によるグループ応募をする場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募はできない。

(1) 事業を適切に遂行するに足る能力()を有した、民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。

(2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること（労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可など）

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (6) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保すること。

「事業を適切に遂行するに足る能力」とは、個々に判断することになるが、少なくとも次の要件を満たしていることが必要である。

総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

実施にあたり、県との打ち合わせ等に適切に対応できること。

4 スケジュール

9/2（月）	実施要綱等の公表・配布
9/2（月）～9/11（水）17時	実施要綱等への質問受付
9/13（金）まで	質問に対する回答
9/17（火）17時まで	応募申込期限
9/25（水）17時まで	企画提案書等の提出期限
10/2（水）17時まで	一次審査結果通知
10/8（火）	プレゼンテーション審査の実施
10/11（金）まで	審査結果通知

5 応募

(1) 関係書類提出期間

令和6年9月2日（月）～令和6年9月25日（水）17時

(2) 提出書類（A4サイズ、郵送の場合は両面印刷で下記部数を用意）

応募申込書（様式1）	・・・1部	} 9/17（火） 17時まで
応募事業者概要（様式2）	・・・1部	
誓約書（様式3）	・・・1部	
企画提案書（様式4-1、4-2）	・・・正1部、副7部	} 9/25（水） 17時まで
経費積算見積書（任意様式）	・・・正1部、副7部	
提案内容補足説明資料（任意様式）	・・・8部	

なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める。

ア 定款または寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

イ 登記簿謄本

ウ 申請日が属する会計年度の前年度もしくは前々年度の決算書類（事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）

エ 都道府県税を滞納していないことを証する書類（兵庫県内の事業所であれば、県税事務所が発行する「納税証明書（3）」） 提出日において発行日から3ヶ月以内のもの 兵庫県の入札参加資格を有している者は除く。

オ 事業実施に必要な許認可等を証する書類

グループ応募の場合は構成員全てについて上記の書類の提出を要する。

(3) 企画提案書

企画提案書には次の内容を記載し提出すること。業務遂行のための事業計画

ア 組織体制(スタッフの人数、役割、専門分野等)

イ スケジュール など

動画の内容

ア コンセプト

イ 構成案

ウ 防災への関心が必ずしも高くない県民に対しても訴求するための工夫

素材一覧表

保有または使用する素材の一覧表(活用予定素材のうち代表的なもの)を添付

業務実績

その他

上記以外でPRしたいこと

(4) 経費積算見積書

委託料には、当業務に係る所要経費を全て見積り、消費税込みの金額を記載すること。

内訳がわかるようにし、「一式」や「雑費」という表記は極力避けること。

兵庫県知事宛ての見積書とすること。

(5) 実施要綱等に関する質問の受付及び回答

実施要綱、募集要項及び仕様書に係る事項に限り、次のとおりとする。なお、提案書の作成、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

提出期限：令和6年9月11日(水)17時

提出先：(8)に記載の事務局

提出様式：募集要項等に関する質問書(様式5)

提出方法：E-mailによる。件名を「コンペに関する質問」と記載すること。

回答方法：受け付けた質問の要旨とその回答は、9月13日(金)までにホームページに掲載する。

(6) 参加申込

応募者は、令和6年9月17日(火)17時までに、持参、郵送またはEメールにより、(2)～に記載の書類を下記(8)まで提出することにより参加申込を行うこと。

持参による提出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9時から17時まで(12～13時を除く)とする。

郵送による場合は、可能な限り書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

E-mailで提出する場合は、件名を「参加申込」と記載すること。

(7) 企画提案書の提出

応募者は、令和6年9月25日(水)17時までの間に、持参、郵送またはEメールにより、(2)～に記載の書類を提出すること。

持参による提出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9時から17時まで(12～13時を除く)とする。

郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

E-mailで提出する場合は、件名を「コンペ企画提案書提出」と記載すること。
提出された企画提案書類は返却しない。
応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
提出する(2)～の書類は、A4合計10ページ以内で作成すること。

(8) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県危機管理部防災支援課
電話 078-362-4343 E-mail : bosaishien@pref.hyogo.lg.jp

(9) 参考となるホームページ

- ・個別避難計画
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/saigaijiyouengosha.html>
- ・兵庫県C.G.ハザードマップ
<https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/cg-hm/>
- ・マイ避難カード
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/myhinan.html>
- ・ひょうご防災ネットアプリ
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk40/pa20_000000001.html
- ・ひょうご安全の日推進事業助成金
<https://19950117hyogo.jp/calendar/>

6 審査方法

(1) 審査方法

提出書類と(2)のプレゼンテーションをもとに、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、企画提案コンペ審査会において内容を審査する。

応募者多数の場合は、書類による事前審査を実施し、通過した応募者のみプレゼンテーション審査を実施する。

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

必要に応じて、応募者に対し提出書類の内容の確認、追加資料の提出の依頼、ヒアリングを行うことがある。

(2) プレゼンテーション審査の実施

実施日時：令和6年10月8日(月)午前中

実施場所：兵庫県庁会議室または周辺会議室

(当日の来庁が難しい場合に限り、オンラインでの参加も受け付ける)

実施方法：

ア 出席者数については、応募後に連絡する。

イ 1 応募者当たりの持ち時間は、30分(説明20分、質問10分)とし、後日連絡する実施場所、時間配分・時間割により行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加の資料の配付は原則として認めない

エ 審査については、実績や運営体制も含め当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断するため、事業者名は伏せないで行う。

オ 説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に事務局に連絡し、電子メールで使用するデータを送付すること。

(3) 評価基準

下記の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

評価項目	評価の視点	配点
実施体制・スケジュール	業務が適切に実行できる実施体制	20
企画提案	デザイン・ビジュアル性、内容の充実度等	50
見積額	適切な経費	10
業務実績	同種又は類似業務の実績	10
その他	業務遂行にあたっての創意工夫等	10

(3) 結果通知

応募者全員に対して、令和6年10月11日(金)17時までに通知する。

(4) 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

県防災支援課を通じず、県関係者に対してコンペに関する問い合わせ等を行った場合

審査委員または企画提案コンペ関係者に援助を直接または間接に求めた場合

応募書類が本要項に示された要件を満たしていない場合

応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

その他、直接または間接に公平な審査に支障を来たした場合

7 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、精算払いとする。

(2) 委託金の申請及び契約書の内容どおりの事業執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合がありますので、あらかじめ了解すること。

8 その他の事項

(1) 業務処理責任者

受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事務を処理するものとする。

業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

(2) 業務報告

事業実施期間終了後は、事業実施報告書を提出すること。

(3) 留意事項

本事業の実施にかかる会計関係等を明確にした書類を整備すること。また、他の経理と区分して会計処理を行うこと。

事業期間中の進捗状況や事業終了後の実績報告については、県からの求めに応じて、速やかに対応すること。

本事業の成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改編したものを含む。)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契

約の一部または全部を解除し委託料を支払わないことがあるほか、既に支払っている委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。

個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(4) その他

業務の内容については、応募書類の内容や審査結果等をもとに、県との協議のうえで詳細を決定し、委託契約する。その際、業務内容や委託料を変更する場合がある。

採用された企画提案書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度県と協議し、その指示に従うこと。

委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。なお、県の会計規程により、契約保証金を免除する場合がある。

応募書類は応募者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

9 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県危機管理部防災支援課

電話：078-362-4343 E-mail：bosaishien@pref.hyogo.lg.jp